

日向市下水道事業経営戦略 (改定版)

【 計画期間 令和6年度 ~ 令和15年度 】



令和7年3月

日向市 上下水道局 下水道課

目次

1	経営戦略の目的	1
(1)	対象事業	1
(2)	計画期間	1
2	事業概要	2
(1)	事業の現況	2
(2)	民間活力の活用等	5
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	6
3	将来の事業環境	13
(1)	行政区域内の人口の予測	13
(2)	処理区域内人口・水洗化人口の予測	14
(3)	有収水量の予測	15
(4)	使用料収入の見通し	16
(5)	施設の見通し	16
(6)	組織の見通し	17
4	経営の課題	17
(1)	使用料収入の減少	17
(2)	水洗化率の向上	17
(3)	一般会計繰入金への依存	17
(4)	維持管理の効率化	17
5	経営の基本方針	20
(1)	自主財源の確保向上による基準外繰入金の増加抑制	20
(2)	持続可能な下水道事業の推進	20
(3)	経営基盤の強化	20
6	投資・財政計画（収支計画）	21
(1)	投資・財政計画（収支計画）	別紙
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	21
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の 取組の概要	25
7	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	27

1 経営戦略の目的

下水道事業は、生活排水等の汚水を排除・処理し、河川や沿岸地域の水質保全や生活環境の改善に資するとともに、大雨等による浸水被害を軽減し、住民の快適で安全な生活環境を維持する役割を担っています。

本市の公共下水道事業は、昭和42年度から雨水事業に着手し、昭和55年度に供用開始を行っています。汚水事業についても昭和49年度から整備を行い、昭和62年度に供用開始を行っており、その後も区域拡大の整備を進めてきました。

また、公共下水道事業以外の整備手法では農業集落排水事業を実施しています。平成11年度の山陰地区の供用開始をはじめ、秋留地区、美々津地区の3地区に整備し、その維持管理に努めてきました。

これらの下水道事業の経営は、使用料収入をもって事業に要する費用を賄う独立採算制を基本としていますが、下水道事業の経営環境は、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少等により厳しさを増すことが予想され、事業継続のためには不断の経営努力が求められます。

このような状況の中、総務省から、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）や「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）、「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）、「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）により経営戦略の策定や改定が要請されてきました。

本市では、将来にわたって事業を安定的に継続していくため、経営の課題を整理するとともに、将来の投資・財源を適切に設定し、経営の健全化を図ることを目的として、公共下水道事業においては平成30年4月に、また農業集落排水事業においては、令和2年3月に経営戦略を策定しておりますが、今回、上記「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月通知）に沿って改めて計画を見直し、経営戦略の改定を行うこととしました。

（1）対象事業

日向市では、公共下水道事業、農業集落排水事業を実施しており、この2事業を日向市下水道事業経営戦略の対象事業とします。

（2）計画期間

日向市下水道事業経営戦略の改定による計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

2 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

ア 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度 (38年経過)	法適・非適の区分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	40.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区		
処理場数	1か所(日向市浄化センター)		
ポンプ場数	3か所(富高、亀崎、細島污水中継ポンプ場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>財光寺汚泥処理場におけるし尿・浄化槽汚泥を浄化センターにおいて受入れ処理を行う「共同化事業」を進めており、令和11年度に供用開始する予定です。</p> <p>また、「宮崎県污水処理事業に係る広域化・共同化計画」に基づき、日向ブロック(日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村)内での広域化・共同化の検討を進めることとしています。</p> <p>主な検討内容は、污水処理施設の統廃合、維持管理の共同化、災害時相互支援です。</p>		

イ 農業集落排水事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	山陰地区：平成11年度(26年経過) 秋留地区：平成14年度(23年経過) 美々津地区：平成21年度(16年経過)	法適・非適の区分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	山陰地区：11.1人/ha 秋留地区：34.1人/ha 美々津地区：6.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	3処理区(山陰地区、秋留地区、美々津地区)		
処理場数	3処理区(山陰地区、秋留地区、美々津地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>「宮崎県污水処理事業に係る広域化・共同化計画」に基づき、日向ブロック内での広域化・共同化の検討を進めることとしています。</p> <p>主な検討内容は、污水処理施設の統廃合、維持管理の共同化、災害時相互支援です。</p>		

② 使用料

ア 公共下水道事業

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	一般汚水		使用料（税込）		
	基本料金		550 円		
	水量料金		110 円/m ³		
業務用使用料体系 の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
その他の使用料体系 の概要・考え方	公衆浴場汚水		使用料（税込）		
	基本料金		550 円		
	水量料金		16.5 円/m ³		
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度	2,750 円	実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度	2,784 円
	令和4年度	2,750 円		令和4年度	2,798 円
	令和5年度	2,750 円		令和5年度	2,815 円

イ 農業集落排水事業

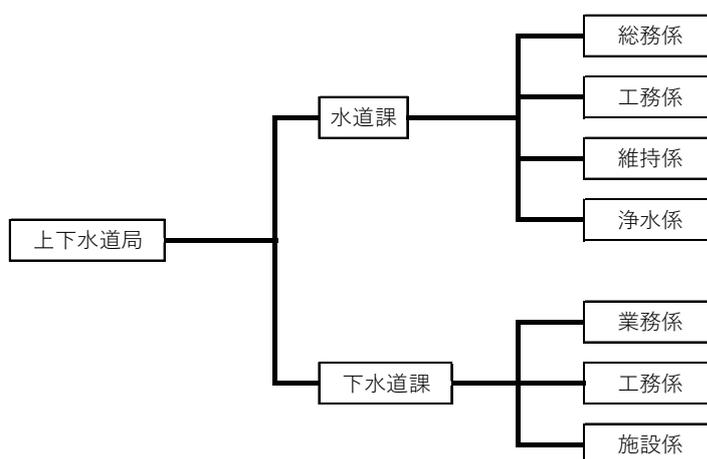
一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	一般汚水		使用料（税込）		
	基本料金		550 円		
	水量料金		110 円/m ³		
業務用使用料体系 の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
その他の使用料体系 の概要・考え方	公衆浴場汚水		使用料（税込）		
	基本料金		550 円		
	水量料金		16.5 円/m ³		
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度	2,750 円	実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	令和3年度	2,649 円
	令和4年度	2,750 円		令和4年度	2,659 円
	令和5年度	2,750 円		令和5年度	2,671 円

【参考】県内各市との下水道使用料（税込み）の比較（令和6年4月1日現在）

団体名	10 m ³ 排出の場合	20 m ³ 排出の場合
日向市	1,650 円	2,750 円
宮崎市	1,045 円	2,431 円
都城市	1,371 円	2,845 円
延岡市	1,277 円	2,619 円
小林市	1,672 円	2,882 円
日南市	1,331 円	3,025 円
西都市	1,738 円	3,278 円
串間市	1,419 円	2,629 円

③ 組織

職員数	上下水道局の職員数は 32 人であり、下水道課は 14 人となっています。また、下水道課のうち、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計から人件費を支弁している職員数は 12 人（事務職員 8 人、技術職員 4 人）です。
事業運営組織	平成 26 年 4 月 1 日に、下水道担当部署（生活環境部下水道課）と水道事業担当部署（水道局水道課）の組織統合を行い、上下水道局を設置しました。上下水道局の組織図は下図のとおりです。



上下水道局組織図（令和6年4月1日現在）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>【公共下水道事業】</p> <p>浄化センターやポンプ場等の維持管理業務、徴収業務については、民間事業者に委託しています。</p> <p>【農業集落排水事業】</p> <p>3処理区(山陰・秋留・美々津)の維持管理業務、徴収業務については、民間業者に委託しています。</p>
	イ 指定管理制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱、下水汚泥、発電等)	<p>【公共下水道事業】</p> <p>汚泥処理の過程で発生する消化ガスを活用し発電事業に官民連携して取り組んでいます。また、汚泥処理の過程で発生する脱水汚泥は、県内の堆肥化施設を経て堆肥として再利用しています。</p> <p>【農業集落排水事業】</p> <p>山陰地区から発生する脱水汚泥のみ畜産資源リサイクルセンターを経て堆肥として再利用しています。</p>
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

① 経営の指標の概要

経営の健全性・効率性

経営指標	指標の意味	分析の考え方	算出式
① 経常収支比率 (%)	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。	単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
② 累積欠損比率 (%)	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。	$\frac{\text{当年度末処理欠損金}}{\text{営業収益-受託工事収益}} \times 100$
③ 流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益-受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
⑤ 経費回収率 (%)	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。	当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$
⑥ 汚水処理原価 (円)	有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
⑦ 施設利用率 (%)	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
⑧ 水洗化率 (%)	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

老朽化の状況

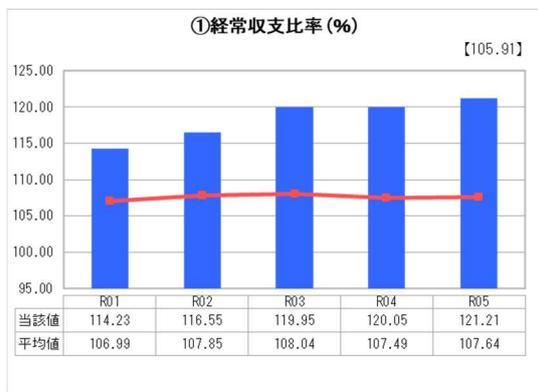
経営指標	指標の意味	分析の考え方	算出式
①有形固定資産 減価償却率 (%)	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を示しています。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価額}} \times 100$
②管渠老朽化率 (%)	法定耐用年数を超過した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度を示しています。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められます。一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を超過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。	$\frac{\text{法定耐用年数を超過した管渠延長}}{\text{下水道管布設延長}} \times 100$
③管渠改善率 (%)	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。	明確な数値基準はないと考えられますが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められます。	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道管布設延長}} \times 100$

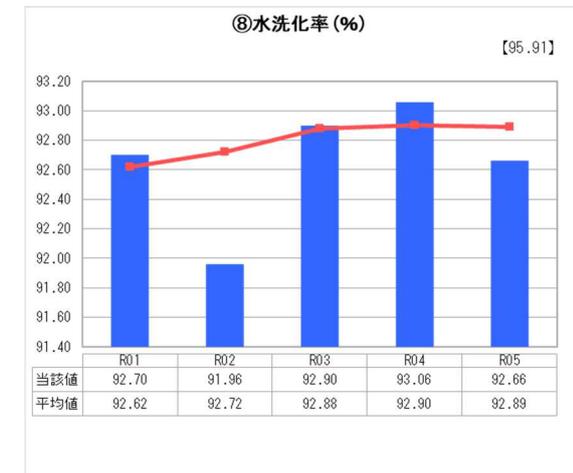
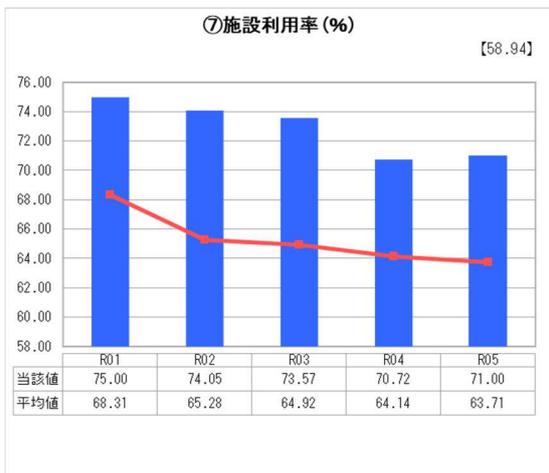
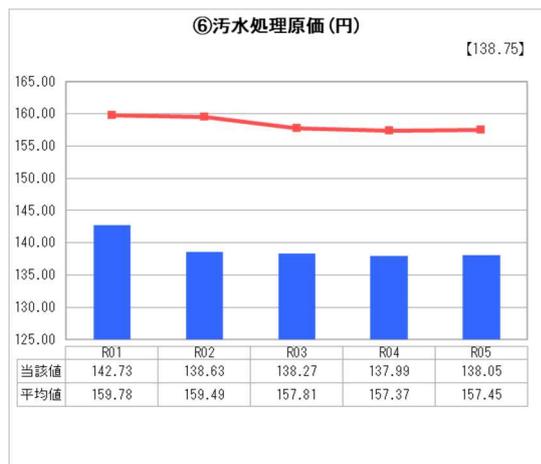
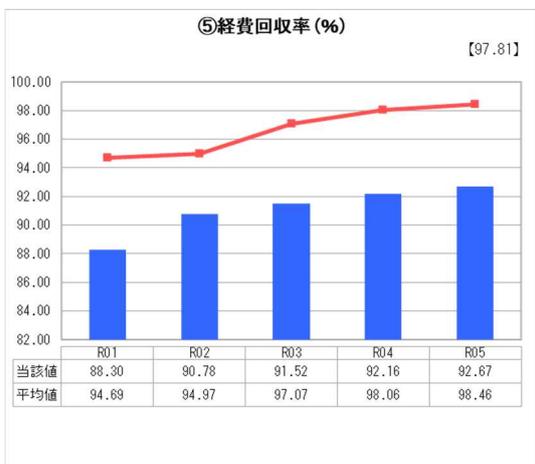
ア 公共下水道事業

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料(円)
-	56.14	59.55	93.62	2,750

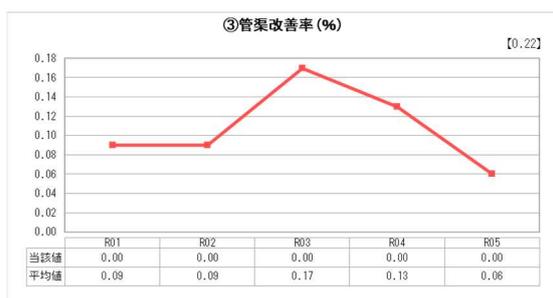
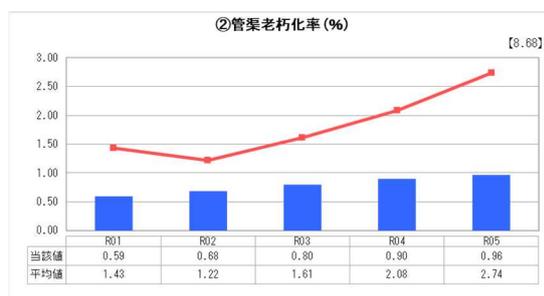
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
58,687	336.89	174.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
34,694	8.65	4,010.87

経営の健全性・効率性





老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については、営業外収益として受け入れる一般会計からの繰入金が増により経常収益が前年度より増加したこと、また、減価償却費や未払金の減により経常費用が減少したことにより、前年度より比率は増加しています。

②累積欠損金については、欠損金が生じていません。

③流動比率について、流動負債が主に年度末における未払金の増により増加していますが、流動資産の現金保有の増等が上回っているため、比率が上昇しています。現金保有増の要因は、多額の一般会計繰入金の受け入れや資本費平準化債の借入に対し、企業債の元利償還額が減少傾向にあることです。

④企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合ですが、企業債の償還は今後減額が見込まれるので、将来にわたり比率は減少していくものと思われます。

⑤経費回収率については、使用料収入の減少に対し、汚水処理費において主に資本費である企業債償還利息や減価償却費が大きく減少しているため、前年度より0.51ポイント上昇しています。しかしながら、100%を恒常的に下回っているため、使用料改定等適正な使用料収入の確保に努めていく必要があります。

⑥汚水処理原価は、汚水処理費が減少しましたが、有収水量も大きく減少しています。今後も維持管理の効率化や接続率の向上に努めていきます。

⑦施設利用率は、前年度と同水準となっており、類似団体との比較においても効率的に

利用されています。

⑧水洗化率は、処理区域内全体の人口減少に伴い、低下しています。引き続き、新規継続向上への取組を進めていく必要があります。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、前年度と同様に類似団体平均を上回っており、施設全体の老朽化が進んでいる状況にあります。

②管渠老朽化率については、老朽化率が年々上昇しているため、施設の更新を計画的に行っていく必要があります。

供用開始から30年が経過しているポンプ場や処理場施設については、施設が老朽化している状況にあることから、「日向市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、年次的に施設の更新工事を実施しています。

全体総括

令和5年度は、未整備地区の下水道整備を実施し、衛生的で快適な生活環境の改善や水質保全を図りました。

また、「日向市下水道ストックマネジメント計画」により、ポンプ場及び処理場施設の長寿命化対策工事を実施しました。

一方、公共下水道事業の経営状況は非常に厳しい状況が続いております。経常収支比率は100%以上ではあるものの、費用を下水道使用料だけでは賄えず、一般会計からの繰入金に依存している状況が続いています。今後も、更なる収入源の確保が求められることから、使用料改定を着実に進め、経営の健全化を図る必要があります。

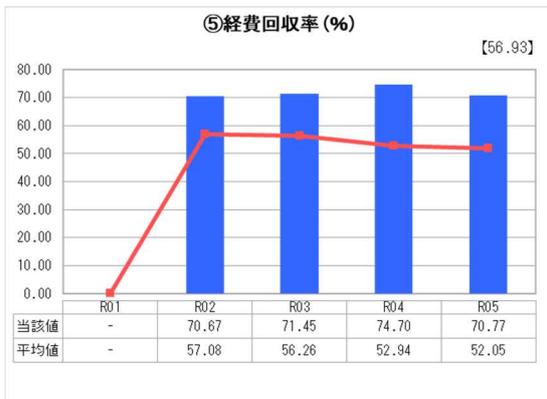
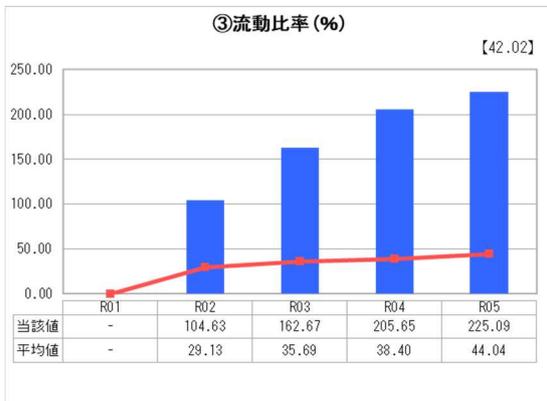
将来にわたりサービスの提供を安定的に継続していくことが可能となるよう、引き続き経営基盤の強化と財政マネジメント向上に取り組んでいきます。

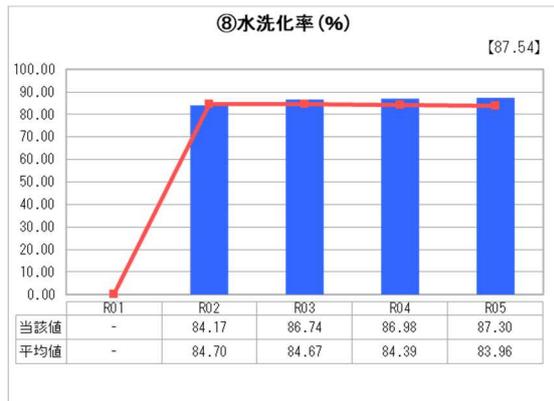
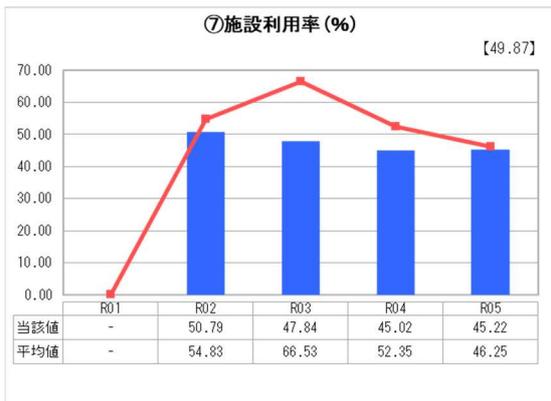
イ 農業集落排水事業

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	72.04	4.16	107.93	2,750

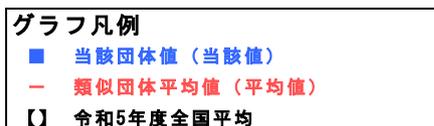
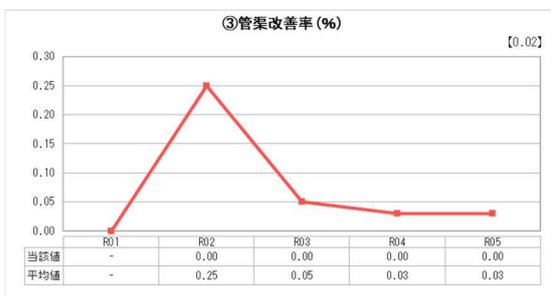
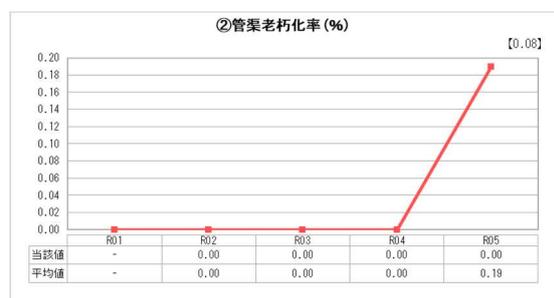
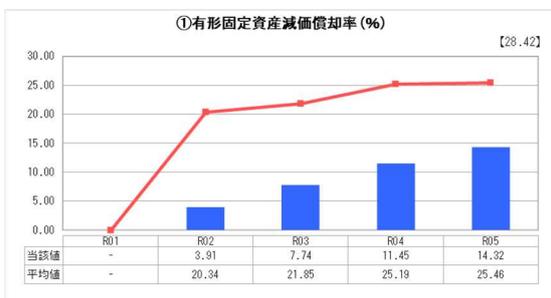
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
58,687	336.89	174.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,425	2.18	1,112.39

経営の健全性・効率性





老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率について、経常費用は主に減価償却費の減により減少していますが、経常収益における使用料の人口減に伴う減や一般会計繰入金の基準外抑制のための減が、経常費用の減少額を上回っているため、前年度より1.94ポイント低下しています。

②累積欠損金比率について、累積欠損金は発生していません。

③流動比率について、流動負債は主に年度末における未払金の増により増加していますが、流動資産の現金保有の増等により、流動負債の増加額を上回っており、前年度より19.44ポイントの上昇となっています。現金保有増の要因は、多額の一般会計繰入金の受け入れや資本費平準化債の借入に対し、企業債の元利償還額が減少傾向にあることです。

④企業債残高対事業規模比率について、企業債残高は全て一般会計からの繰入金で負担

<p>していることから比率の発生はありません。</p> <p>⑤経費回収率は、人口減少に伴う使用料収入の減に対し、物価上昇等による汚水処理費の増加のため、前年度より低下しました。類似団体よりは高い数値となっていますが、依然として一般会計繰入金への依存は高く、使用料の適正水準の検討が必要です。</p> <p>⑥汚水処理原価は、物価上昇等により汚水処理費が増となったことに対し、人口減少に伴い年間有収水量が減少したため前年度より上昇しています。</p> <p>⑦施設利用率は、前年度からほぼ横ばいとなっていますが、処理能力の50%にも満たない状況が今後も見込まれます。更なる接続世帯の増加に向けた取組や設備の更新時におけるダウンサイジング（規模の縮小）の検討が必要です。</p> <p>⑧水洗化率は徐々に上昇していますが、下水道事業と比較すると低い数値となっています。公共用水域の水質保全及び使用料収入の確保に向け、接続世帯の増加に向けた取組が必要です。</p>
<p>2. 老朽化の状況について</p> <p>①有形固定資産減価償却率は、類似団体平均や全国平均に比べて低い数値となっていますが、施設の老朽化の進行に伴い、上昇傾向にあります。</p> <p>②管渠老朽化率及び③管渠改善率については、耐用年数を経過した管渠が生じていないため、当該値の算出はありません。</p>
<p>全体総括</p> <p>令和5年度は、「日向市農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、市内の3地区の処理施設の修繕・改築を行う長寿命化対策工事を実施しました。</p> <p>経営状況について、経常収支比率や流動比率は100%を超えていますが、経費回収率が100%を大きく下回る状況が続いており、汚水処理費を使用料だけでは賄いきれず、一般会計からの多額の繰入金に依存しています。</p> <p>今後も、更なる収入源の確保が求められることから、使用料改定を着実に進め、経営の健全化を図る必要があります。</p> <p>将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」により、引き続き経営基盤の強化と財政マネジメント向上に取り組んでいきます。</p>

3 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口の予測

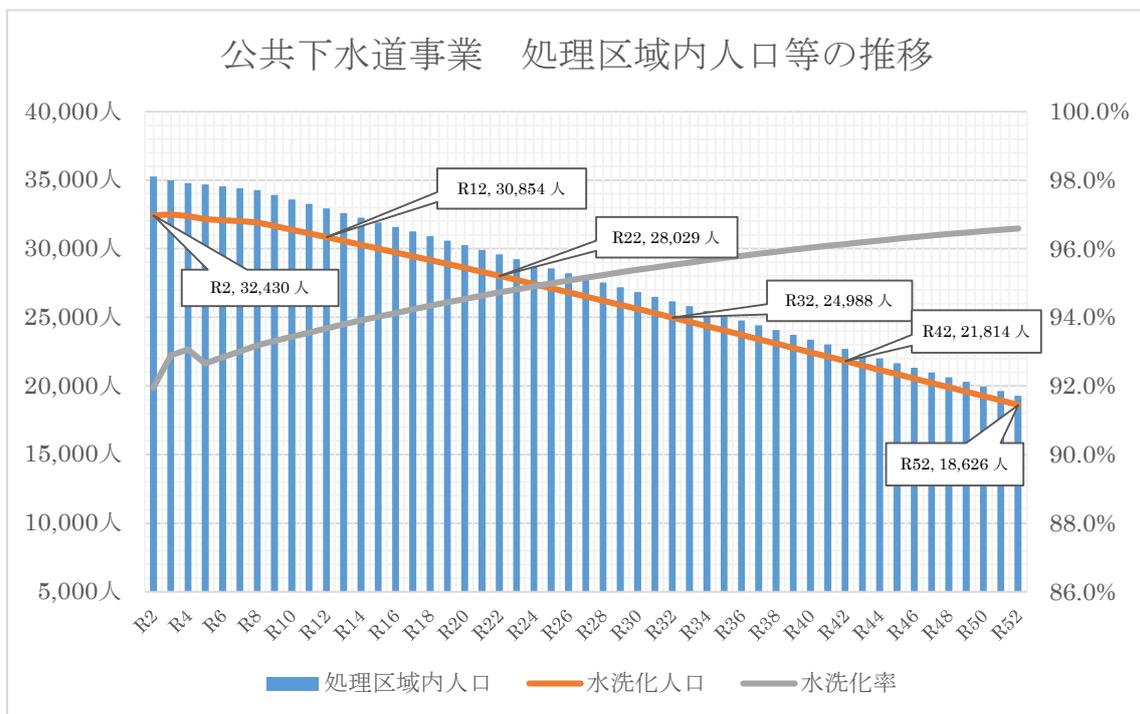
日向市では、令和6年8月に「日向市人口ビジョン」を改定し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計と日向市独自設定の2つの将来人口推計を行っています。本経営戦略の目的である経営の健全化の達成のため、より低位の推計である社人研準拠による将来人口推計を参考に分析を行います。



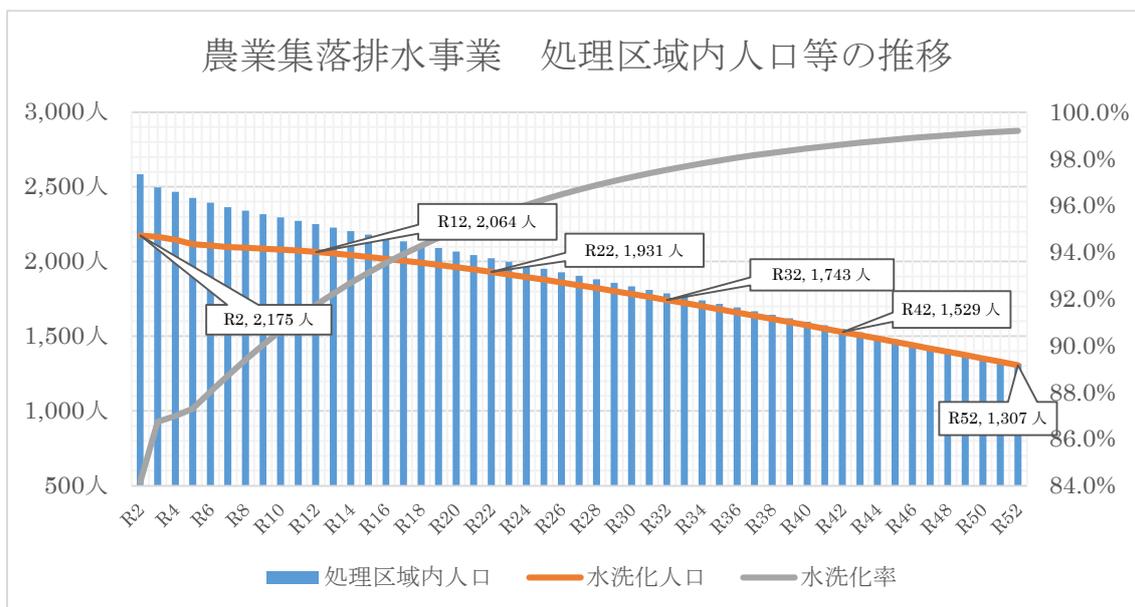
(2) 処理区域内人口・水洗化人口の予測

公共下水道事業は、令和7年度末までに污水管渠整備事業を終える予定としています。令和9年度以降は新たな区域の供用開始に伴う処理区域内人口の増要因がなくなるため、行政区域内人口の減少に連動して処理区域内人口も減少していくことが見込まれます。

また、水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）は、令和5年度末時点で、92.66%となっており、類似団体平均値（92.89%）とほぼ同値であり、今後は接続の促進により、徐々に上昇していくものと見込んでいます。



農業集落排水事業は、事業計画にある全地区の整備が完了していることから、今後の処理区域内の人口の増加は見込んでいません。また、水洗化率は令和5年度末で87.30%であり、接続率の低い地区もあることから、公共下水道事業よりも低い値となっております。しかし、類似団体の83.96%を上回っている状況であり、今後水洗化の促進により上昇していくものと見込んでいます。

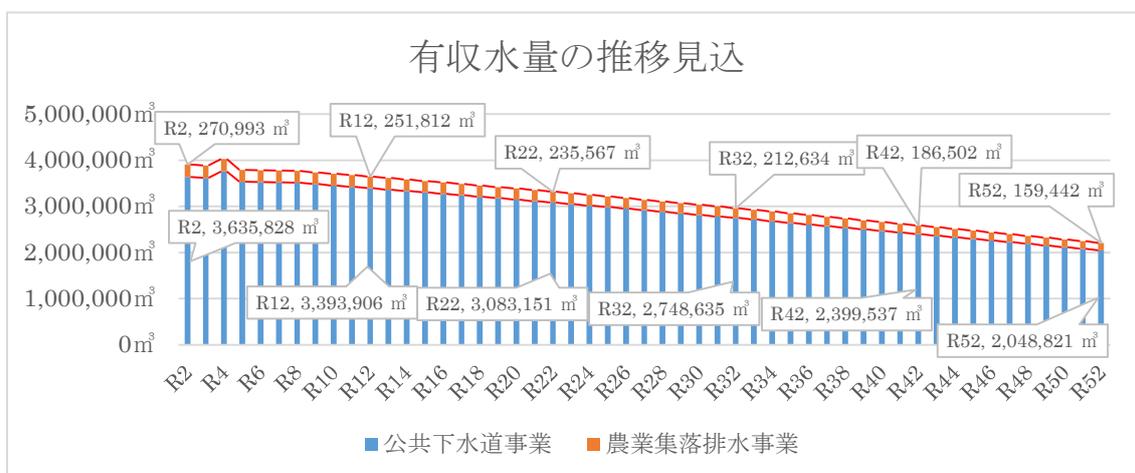


(3) 有収水量の予測

有収水量は、前述の水洗化人口と過去の実績から算定した事業ごとの一人あたり有収水量（公共下水道事業 112 m³/年、農業集落排水事業 124 m³/年）により推計しています。

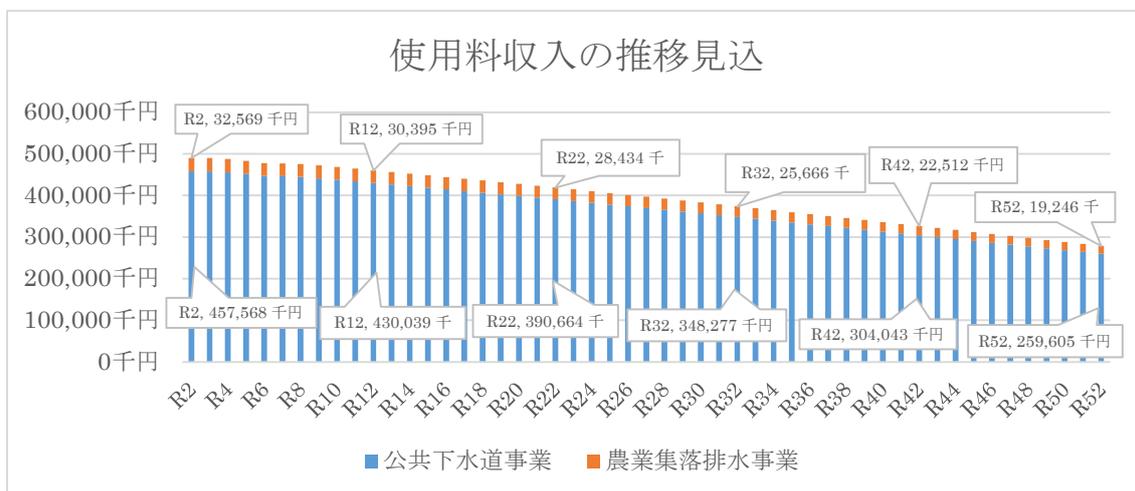
公共下水道事業の有収水量は、令和8年度も面整備完了時期までは横ばいですが、その後は人口減少に伴い、減少していく見込みです。

農業集落排水事業は、人口減少に伴い徐々に減少していく見込みです。



(4) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述の有収水量と過去の収入実績から、事業ごとに1㎡あたり使用料単価（公共下水道事業 127 円/㎡、農業集落排水事業 121 円/㎡）により推計しています。有収水量と同様に、人口減少の影響により減少していく見込みです。



(5) 施設の見通し

公共下水道事業は、昭和 49 年度に着工し、昭和 62 年度に供用開始しています。

供用開始から 30 年以上が経過し、各施設・設備の老朽化に伴う更新時期を迎えているところです。

汚水事業の未普及地域対策については、国が示している令和 8 年度末までの汚水処理施設整備の概成を目指して、面整備を推進していく予定であります。併せて令和 5 年度においては、全体計画の見直しを行ったところであり、人口減少を見据えた持続可能な事業運営を進めていくことを目指します。また、老朽化対策については、「日向市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全の考え方による計画的かつ効率的な老朽化対策を実施していきます。

雨水事業については、令和 5 年度に雨水管全容調査を行い、これを基に令和 6 年度に中長期に渡る浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」を策定し、効果的な対策を検討していきます。

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全に寄与するため、山陰地区、秋留地区、美々津地区の 3 地区に整備されました。山陰地区の平成 8 年度からの着工を始め、秋留地区、美々津地区の整備を進め、山陰地区は平成 11 年度、秋留地区は平成 14 年度、美々津地区は平成 21 年度に供用開始しています。

山陰地区と秋留地区については、供用開始から 20 年以上が経過し、施設の老朽化も課題であることから、「日向市農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、計画的な更新に努めていきます。

(6) 組織の見直し

上下水道事業の経営基盤強化及び効率的な経営を図り、公営企業としての健全な経営、住民サービスの向上を目指すため、平成26年4月1日に水道事業との組織統合を行い、上下水道局を設置しました。令和6年4月1日現在、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計から人件費を支弁している職員数は12人（事務職員8人、技術職員4人）です。

今後も、全庁的な職員の適正配置の見直し、合理化に伴う係の統合等により、職員数の削減も想定されることから、通常業務や大雨等の災害への緊急対応等、上下水道局全体で様々な状況に対応できるよう職員の育成を行い、効率的な組織運営を目指します。

4 経営の課題

日向市下水道事業の現状分析から見えてくる経営課題は次のとおりです。

(1) 使用料収入の減少

人口減少に伴い、将来的に下水道使用料の減収が見込まれることから、下水道施設を維持・更新していくための財源の確保が必要です。

(2) 水洗化率の向上

水洗化率は、類似団体平均と同水準ではありますが、公共用水域の水質保全や生活環境の改善と、下水道使用料収入の確保のために更なる接続推進の取組が必要です。

(3) 一般会計繰入金への依存

公共下水道事業及び農業集落排水事業では、使用料収入のみでは、維持管理費や整備を賄えず、使用料で回収すべき汚水処理に要する費用単価（汚水処理原価）が使用料単価を上回る原価割れの状態となっています（経費回収率100%未満）。この状況から経営を維持していくために、一般会計からの多額の繰入金により事業を運営しており、市の財政を圧迫する要因となっています。

(4) 維持管理の効率化

下水道施設の運転管理等に多額の費用がかかりますが、光熱水費や労務単価の上昇により維持管理費は増加し続けていることから、業務委託内容の見直しや更なる民間活力活用の検討、広域化・共同化等の取組による経営の効率化が必要です。

【参考】直近5年間の経費回収率の推移

●公共下水道事業

指標	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
使用料単価(円/㎡)	126.03	125.85	126.54	127.17	127.94
汚水処理原価(円/㎡)	142.73	138.63	138.27	137.99	138.05
経費回収率(%)	88.3	90.78	91.52	92.16	92.67

●農業集落排水事業（※R2(2020)年度より公営企業会計へ移行）

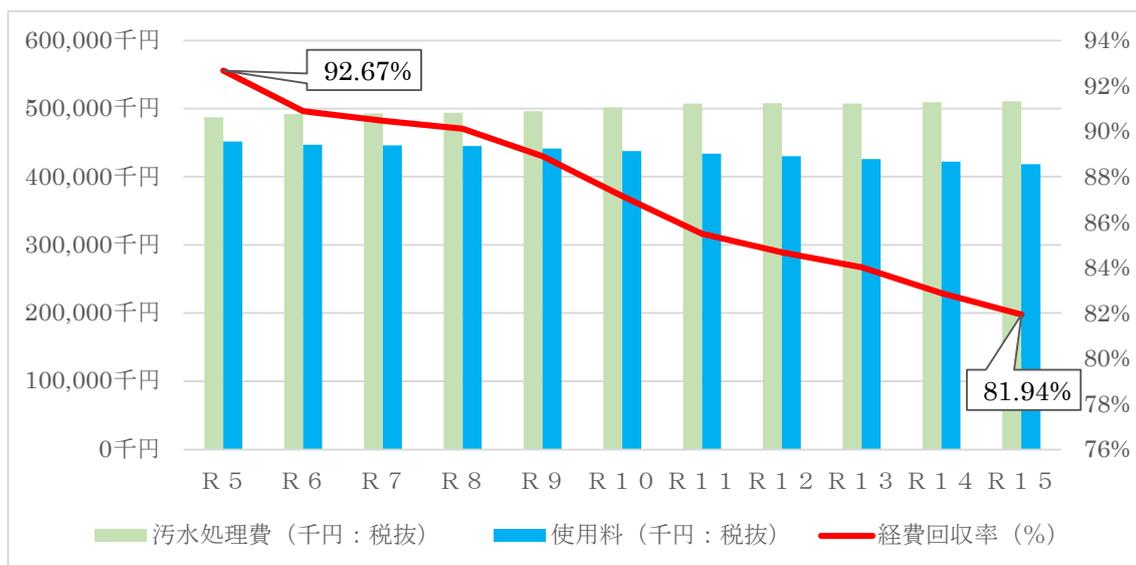
指標	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
使用料単価(円/㎡)		120.19	120.39	120.85	121.40
汚水処理原価(円/㎡)		170.05	168.50	161.79	179.77
経費回収率(%)		70.68	71.45	74.69	67.53

公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料単価はいずれの年度も汚水処理原価を下回っている（原価割れ）ため、経費回収率は100%に及ばない状況が続いています。

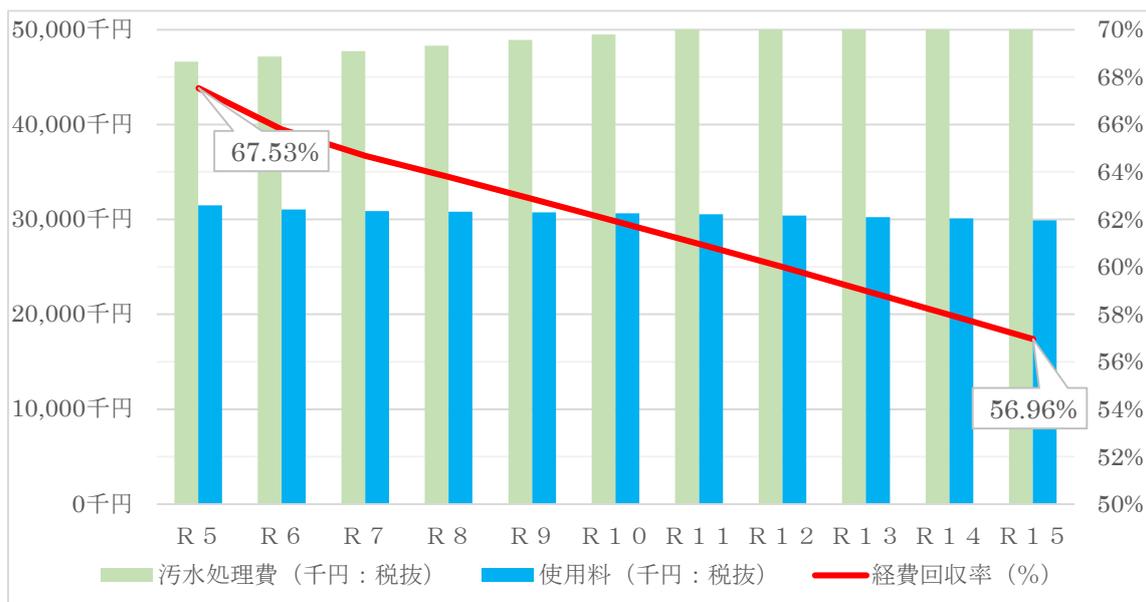
公共下水道事業の経費回収率はこれまで上昇してきていますが、今後は汚水処理費に係る維持管理費の上昇や施設の更新等による減価償却費の増加が見込まれるため、低下していくことが懸念されます。

【参考】経費回収率の今後の推移見込み

●公共下水道事業

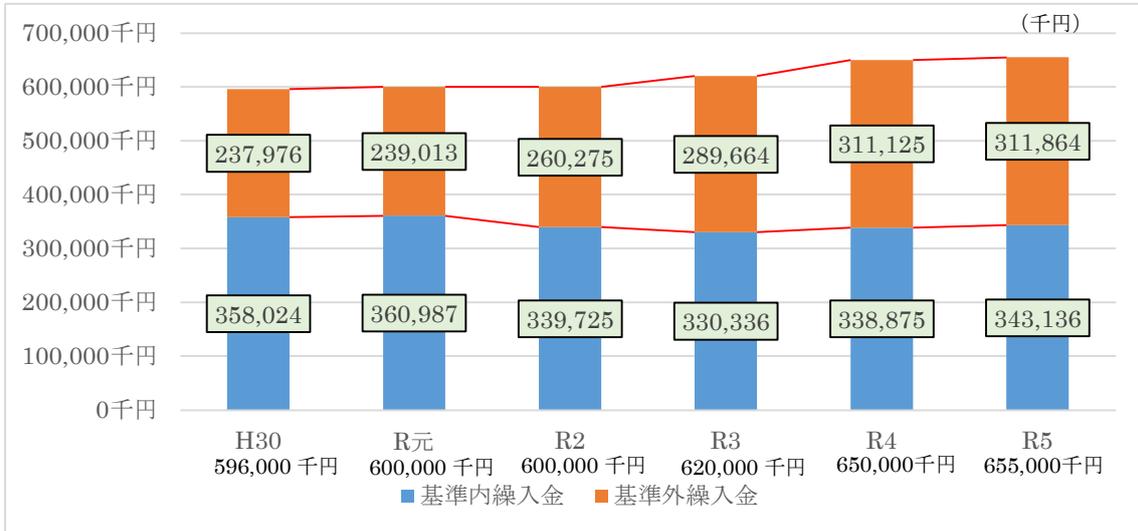


●農業集落排水事業



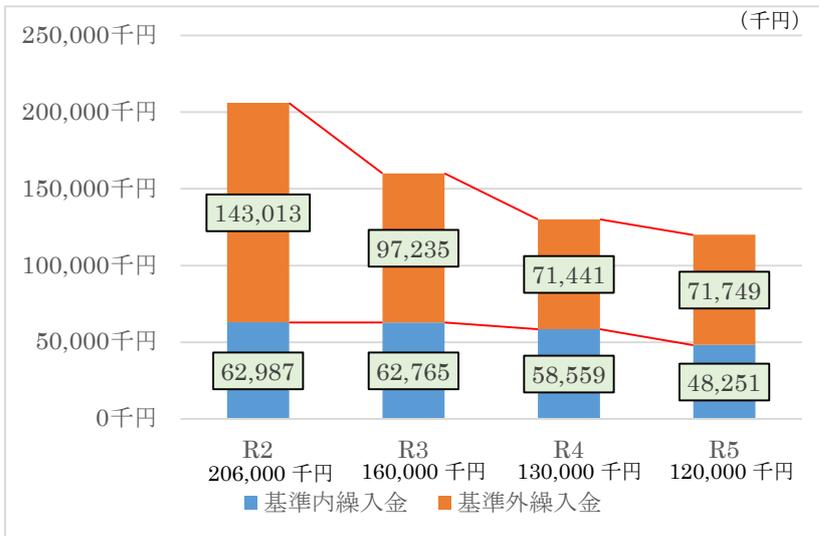
【参考】一般会計繰入金の推移

●公共下水道事業



公共下水道事業の一般会計からの繰入金は年々増加傾向にあります。

●農業集落排水事業



農業集落排水事業では、地方公営企業法適用初年度の令和2年度において運転資金確保のため多額の繰入金を受けており、経営状況を見ながら段階的に減額しています。しかしながら、今後の人口減少による使用料収入のさらなる減額を想定すると、現状以上の一般会計繰入金の減額は持続可能な事業経営が困難になると見込んでいます。

これらの経営課題から次の基本方針を設定します。

5 経営の基本方針

(1) 自主財源の確保向上による基準外繰入金の増加抑制

下水道事業は、公営企業として公営性と経済性を発揮しつつ、事業に必要な経費は経営に伴う下水道使用料をもって充てるという「独立採算の原則」に基づき経営していくこととなっていますが、雨水排除や水質保全のために要する経費等、総務省が定める地方公営企業繰出基準において、公費負担で賄うこととしており、一般会計繰入金として下水道事業経営の財源となっています。

しかしながら、現状での使用料収入では、必要な経費を賄うことができないため、赤字補填として繰出基準を超える「基準外繰入金」を受けている状況にあり、市の財政を圧迫する要因のひとつとなっています。

このような状況から、水洗化率の更なる向上や適正な使用料の設定により、下水道使用料を増やし、基準外繰出の増加抑制を図るとともに、十分な現預金の確保、経費回収率の改善を目指します。

(2) 持続可能な下水道事業の推進

下水道の整備が始まった当初は、人口が増加していく前提で計画を策定し、整備を進めてきたところですが、社会情勢の変化により全国で人口減少や高齢化が進み、事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。下水道区域の拡大により増加する使用料収入よりも整備に要する費用の方が高額であるため、整備を進めるほど一般会計の負担が増大し、下水道事業以外の住民サービスの低下を招きかねない状況が生まれています。

このような状況から、令和5年度には下水道事業計画区域の縮小見直しを行い、令和8年度末までに面整備を完了させることとし、将来に渡って持続可能な下水道事業に向けて経営戦略の新たな局面を迎えているところです。

令和9年度以降は、「日向市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に施設の老朽化対策や耐震化等を進めていくこととなりますが、各設備・施設の更新時における適正な設備の規模を精査し、必要に応じダウンサイジングも検討していきます。

(3) 経営基盤の強化

今後、人口減少による使用料収入の減少や職員数の削減等、下水道事業の運営を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであり、ほとんどの市町村が共通して抱える課題でもあります。事業を適正に継続していくために、周辺自治体との業務・人的連携や処理区域等の統廃合、民間委託のあり方等の検討を行い、経営基盤の強化に努めます。

6 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	(ア) 未普及地域の解消に向けた取組
	(イ) 下水道機能を維持するための「ストックマネジメント計画」等に基づく改築更新
	(ウ) 施設の耐震化・耐津波化
	(エ) 雨水事業の推進

(ア) 未普及地域の解消に向けた取組

公共下水道事業について、持続可能な下水道事業の実現のため、令和5年度において全体計画区域の縮小見直しを行ったところであり、面整備は令和8年度末までの完了を目指していきます。

(イ) 下水道機能を維持するための「ストックマネジメント計画」等に基づく改築更新

施設や設備の改築更新について、公共下水道事業では供用開始から35年以上が経過しており、老朽化が進む日向市浄化センター、富高、亀崎、細島汚水中継ポンプ場及び汚水管渠について、事業費の平準化とライフサイクルコストの抑制を図るため、「日向市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な施設更新を進めていきます。

また、農業集落排水事業の建設改良費については、平成21年度までで、山陰、秋留、美々津地区の整備が完了しており、供用開始から15～35年が経過し、施設全体の更新時期を迎えている状況です。このことから「日向市農業集落排水事業最適整備構想」における改築・更新の優先度、整備の平準化及び「維持管理適正化計画」における維持管理の効率化・適正化に基づき、計画的に長寿命化対策工事を進めていきます。

(ウ) 施設の耐震化・耐津波化

公共下水道事業における管路施設の耐震化については、平成29年度に汚水幹線耐震診断調査業務委託を実施し、重要な16幹線の耐震化工事を進めており、令和7年度までに完了となる見込みです。

また、処理施設等の耐震化・耐津波化については、令和5年度に「日向市下水道総合地震対策計画」の改定を行っており、令和7年度から浄化センターをはじめ3ポンプ場の耐震・耐津波化事業を進めていきます。

(エ) 雨水事業の推進

公共下水道事業における雨水事業については、令和7年度までに「雨水管理総合計画」を策定し、また、令和8年度には「雨水管路ストックマネジメント実施方針・実施計画」を策定、その後、令和9年度からは施設の老朽化対策を図っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	(ア) 経費回収率の向上 (イ) 一般会計からの繰入金のうち基準外繰入金の増加抑制
-----	--

(ア) 経費回収率の向上

公共下水道事業及び農業集落排水事業については、汚水処理費を使用料で賄えていない状況が常態化しています。経費削減は勿論、使用料の適正水準について検討、改定を実施し経費回収率の向上を目指します。

(イ) 一般会計からの繰入金のうち基準外繰入金の増加抑制

汚水処理費に対する使用料の不足額や経営を維持するための流動資産における現預金の確保等のために多額の一般会計繰入金が入入されています。特に公共下水道事業においては、「雨水公費・汚水私費」の原則がある中、基準外（汚水処理費不足額等）繰入金が増加傾向にあります。

使用料の適正化により、現状以上の基準外繰入金の増加抑制を目指します。

【令和6年度 上下水道料金等審議会】

持続可能な下水道事業の実現を目指し、今後の経営の見通しを分析するとともに、下水道使用料の適正水準や経営のあり方等について審議がなされ、答申としてまとめられました。

(審議会として目指した方向性)

●公営企業の独立採算の原則に立ちかえったあるべき費用負担

「雨水公費・汚水私費」の原則がある中、汚水処理費を使用料で賄う経営を目指し、汚水処理費の削減努力と下水道使用料の適正水準への改定を行い、経費回収率100%を目指していく。

●世代間、地域間の費用負担の公平性の確保

世代間の公平性

改築、更新、耐震化等の建設改良費について、優先順位の整理を行いながら事業費の平準化を図ること、また、その財源には国庫補助と企業債の借入を併用し、耐用年数に応じた企業債の償還に使用料を充てていくことにより、将来世代も含めた公平性の確保を目指していく。

地域間の公平性

下水道事業利用者とその区域外となる合併処理浄化槽利用者との費用負担について同水準を目指していく。

(参考)

※下水道事業と合併処理浄化槽利用者との維持管理費用負担の比較 (税込)

下水道事業の場合 (一般家庭想定 : 20 m³/月使用時)

基本料金 550 円 + 水量料金 2,200 円 = 2,750 円/月

合併処理浄化槽の場合 (5 人槽 ~ 10 人槽)

保守点検	9,900 円	}	41,700 円/年 ⇒ <u>3,475 円/月</u>
清掃料	28,000 円		
法定検査	3,800 円		

(使用料適正水準の条件)

①経費回収率の改善 (100%の維持)

令和5年度決算における経費回収率 92.67%について、使用料改定により向上させ、次期使用料改定検討を行う令和11年度まで100%以上を維持していく。

②合併処理浄化槽利用者の費用負担比較

下水道利用者の月20 m³での使用料 (2,750 円) を合併処理浄化槽利用者 (5 人槽 ~ 10 人槽) の月額換算 3,475 円に近づけていく。

③一般会計繰入金の増加抑制

増加傾向にある一般会計繰入金について、現状以上の増加を抑制し、経営状況を注視しながら、段階的に減少させていく。

【改定案】

(税込)

区分	現行	第1段階 令和7(2025)年度	第2段階 令和9(2027)年度
基本料金	550円	660円	660円
水量料金	110円/m ³	121円/m ³	132円/m ³

※適正水準の条件を満たすには20%の改定(第2段階)が必要

市民生活や企業活動への影響を考慮し、段階的な改定を検討

(附带意見)

・ 汚水処理は24時間、365日絶え間なく継続させなければならないものであり、その中断は市民生活や企業活動に大きく影響を与えることから、老朽化した施設の更新及び耐震化、耐津波化を計画的に行うこと。

・ 使用料の減少と汚水処理費の増加は今後も続き、新たな改定の必要性も懸念されることから、5年ごとを基本として定期的に改定の必要性を検討すること。

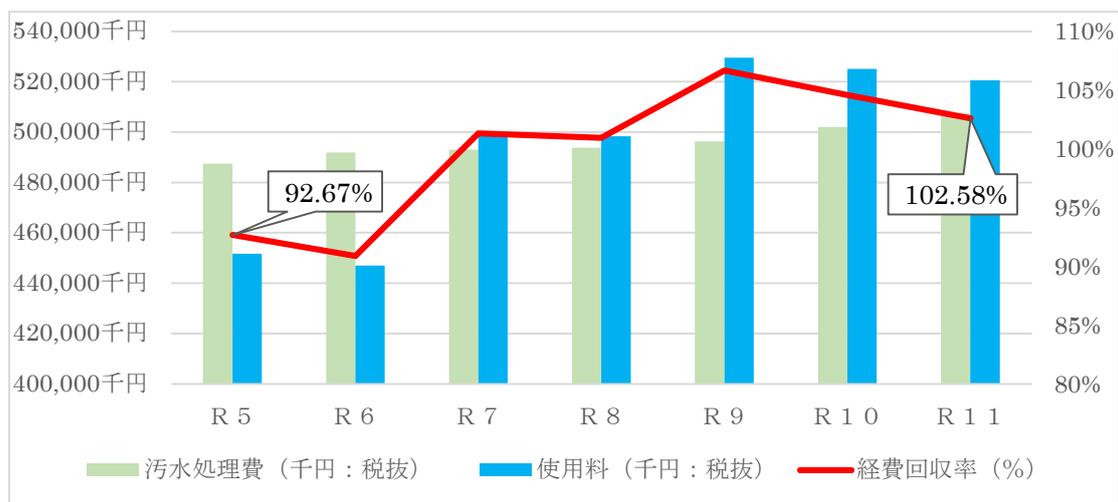
・ 効率的な経営に取り組み、さらなる経費の削減に努めること。

・ 使用料改定にあたっては、使用者の理解が不可欠であり、改定の必要性や内容について十分な周知に努めること。

(使用料改定案により見込まれる経費回収率の推移)

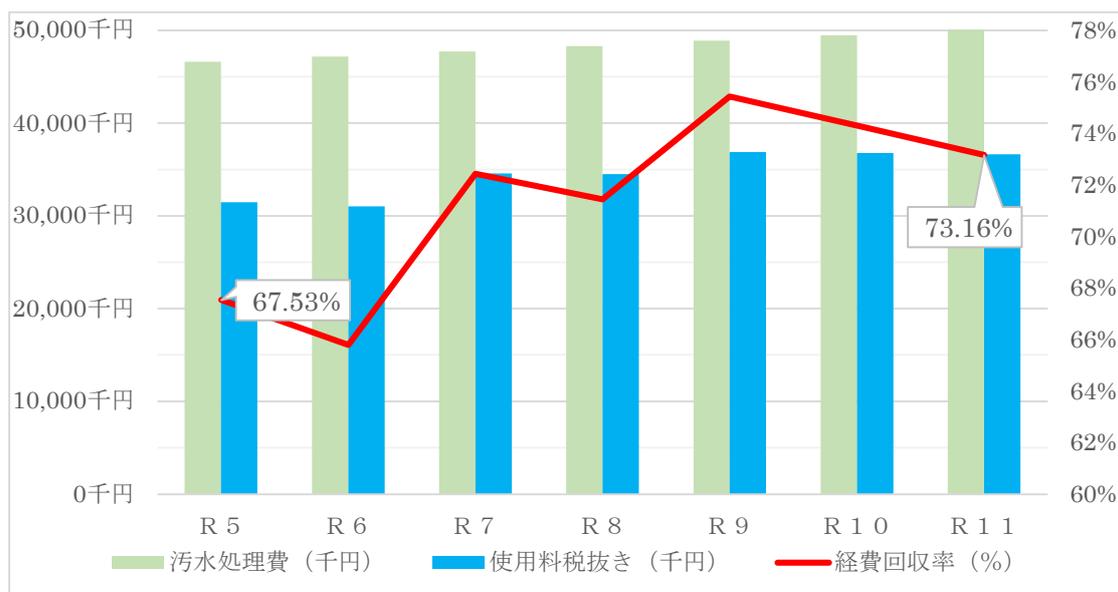
●公共下水道事業

令和7年度の改定により経費回収率は100%を上回ることが見込まれますが、人口減少の影響を受け、令和9年度には再び100%を下回る可能性があります。令和9年度に第2段階の改定を実施することで、次期使用料改定の検討を行う令和11年度まで経費回収率の100%以上の水準を維持することが見込まれます。



●農業集落排水事業

下水道使用料と農業集落排水処理施設使用料は公平性を保つため統一料金となっていますが、上下水道料金等審議会の答申による改定案は公共下水道事業の経営分析によって行われています。今回の改定案により経費回収率は改善されるものの100%の達成には至らないと見込んでいます。



農業集落排水事業は、生活雑排水の適正処理により生活環境の改善に加え、農業用用

排水の水質保全により農業の生産性向上に寄与することを目的としています。比較的人口密度の低い地域での事業経営となるため、その使用料で必要経費を賄うことは困難であり、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況が今後も見込まれます。

以上から、今後の人口減少を見据え、抜本的な経営改革に向けた調査、研究に取り組んでいく必要があると考えます。

【その他の財源】

企業債借入については、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに今後の施設、設備の大規模更新及び耐震化、耐津波化の推進により建設改良費が増加し、企業債の借入額も増加が想定されます。財源確保のために企業債借入に依存しすぎると、企業債残高が増加し、将来世代への負担が多くなります。現状では、企業債残高は両事業ともに減少傾向にありますが、計画的で平準化された更新工事の推進を行うことで、過度の借入状況が生じないように努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、人事院勧告の実績を基に、増加していくものと試算しています。

施設の維持管理経費のうち、電気料金や薬品費については、物価上昇の影響を受けながらも、有収水量の増減に伴い関連費用も増減するものと想定しています。

また、施設の維持管理業務の委託範囲の拡大（包括的業務委託）についても検討を始めたところですが、調査、研究の段階にあり、今回の収支計画には反映していません。

今後も、先進事例等の情報収集も行いながら、効率的な事業経営に取り組んでいきます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化 実施状況</p>	<p>「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」において日向ブロック（日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）では、事業統廃合や維持管理の共同化等の可能性について検討していくこととしています。</p>
<p>投資の平準化に関する 事項</p>	<p>日向市下水道ストックマネジメント計画及び日向市農業集落排水事業最適整備構想については5年毎に見直しを行い、施設の状況に応じた必要投資額を算定し、計画的に更新工事を進めていきます。</p>
<p>民間活力の活用に関する 事項（PPP・PFI等）</p>	<p>令和7年度において、ウォーターPPP（下水道分野における官民連携）の導入可能性調査を行うこととしており、効果や課題等を整理しながら、活用の検討を進めていきます。</p>

その他の取組	面整備が令和8年度末で修了する見込みであることを踏まえ、以降は人口減少により浄化センターの処理能力が過大とならないよう、更新時におけるダウンサイジング等の検討を行います。
--------	---

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今回の経営戦略においては、令和6年度日向市上下水道料金等審議会答申に基づき、経費回収率100%以上を目指すため、令和7年度と令和9年度の段階的な改定を行う計画としています。その後、5年後の見直し時期となる令和11年度を目途に、使用料の適正水準について改めて見直しの必要性について検討を行う予定です。
資産活用による収入増加の取組について	令和6年4月より汚泥処理の過程で発生する消化ガスを活用した「消化ガス発電事業」に官民連携して取り組んでいます。売ガス収入の効果を検証しながら、次回の経営戦略改定に反映させる予定です。
その他の取組	下水道事業会計・農業集落排水事業会計において資本費平準化債の発行を継続していますが、次世代の負担が過大とならないよう経営状況を注視しながら発行額の抑制について検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI等）	施設の維持管理業務委託について、委託業務の範囲の拡大や包括的業務委託の導入等の検討を進め、適正かつ効率的な施設管理を継続できるよう努めていきますが、職員の技術力をどのように維持・継承していくかが大きな課題となります。
職員給与費に関する事項	今後の民間委託の検討内容によっては、職員数や配置が変更となることも予想されます。また、面整備が完了以降は、施設の更新・維持にシフトしていくことから、職員数が減少していくことが予想されます。
動力費に関する事項	設備の更新に当たっては、電力消費量削減に寄与する設備の導入を検討していきます。
薬品費に関する事項	設備の更新に当たっては、薬品費削減に寄与する設備の導入を検討していきます。
修繕費に関する事項	「日向市下水道ストックマネジメント計画」や「日向市農業集落排水事業最適整備構想」に基づく補助制度を活用した計画的な更新を行い、一般財源での対応となる修繕費の抑制に努めていきます。

委託費に関する事項	「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」において、市町村毎に個別委託している維持管理業務の共同発注や、共同購入等により、事務の軽減、コスト縮減を検討していくこととしています。
その他の取組	「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」において、災害時の相互支援について検討を進めていくこととしています。収支改善に直結するものではありませんが、広域連携は持続可能な下水道事業の実現に向けて必要不可欠なものであると考えています。

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の策定後は、毎年度の決算と投資財政計画との差異を検証するとともに、目標や取組内容の達成状況を確認し、翌年度以降の経営活動に反映させていきます。

下水道事業を取り巻く環境は、社会情勢や自然条件等によって大きく変わっていくことが予想されることから、令和11年度を目処に経営戦略の改定を行うものとします。

投資・財政計画 (収支計画)

公共下水道事業

(単位:千円(税込))

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		前	後												
資本的収入	1. 企業債	460,300	347,700	365,300	354,100	282,000	365,800	346,500	272,600	276,000	276,500	272,800	280,500		
	うち資本費平準化債	177,600	136,900	92,000	64,600	35,000	31,000	29,000	27,000	25,000	24,000	23,000	23,000		
	2. 他会計出資金	87,211	82,690	81,328	78,197	73,838	66,055	60,574	55,464	50,762	47,172	44,691	41,721		
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金	200	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240		
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	237,332	170,050	273,401	289,583	247,083	334,833	317,583	245,683	251,083	252,583	249,833	257,583		
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	34,806	30,238	28,295	17,000	17,000									
	9. その他														
計 (A)	819,849	630,918	748,564	739,120	620,161	766,928	724,897	573,987	578,085	576,495	567,564	580,044			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)	819,849	630,918	748,564	739,120	620,161	766,928	724,897	573,987	578,085	576,495	567,564	580,044			
資本的支出	1. 建設改良費	550,716	414,264	572,613	605,207	520,439	696,174	661,910	518,349	529,390	532,633	527,379	543,126		
	うち職員給与費	22,475	22,877	24,902	25,126	25,352	25,581	25,811	26,044	26,279	26,515	26,755	26,996		
	2. 企業債償還金	877,504	839,951	809,284	778,128	734,751	657,306	602,760	551,913	505,125	469,407	444,718	415,162		
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
	5. その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計 (D)	1,428,221	1,254,216	1,381,898	1,383,336	1,255,191	1,353,481	1,264,671	1,070,263	1,034,516	1,002,041	972,098	958,289			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	608,372	623,298	633,334	644,216	635,030	586,553	539,774	496,276	456,431	425,546	404,534	378,245			
補填財源	1. 損益勘定留保資金	398,806	404,349	401,330	409,348	415,740	425,061	439,162	449,464	454,284	425,546	404,534	378,245		
	2. 利益剰余金処分額	184,758	199,760	212,004	214,868	199,290	141,492	80,612	26,812						
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	24,808	19,189	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	2,147					
計 (F)	608,372	623,298	633,334	644,216	635,030	586,553	539,774	496,276	456,431	425,546	404,534	378,245			
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	7,930,944	7,438,693	6,994,709	6,570,681	6,117,930	5,826,424	5,570,164	5,290,851	5,061,726	4,868,819	4,696,901	4,562,239			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		前	後												
収益的収支分		562,589	572,070	568,432	571,563	565,922	563,705	559,186	554,296	548,998	542,588	535,069	528,039		
	うち基準内繰入金	251,464	260,206	258,573	259,997	261,980	265,520	268,014	270,338	272,477	274,110	275,239	276,590		
	うち基準外繰入金	311,125	311,864	309,859	311,566	303,942	298,185	291,172	283,958	276,521	268,478	259,830	251,449		
資本的収支分		87,411	82,930	81,568	78,437	74,078	66,295	60,814	55,704	51,002	47,412	44,931	41,961		
	うち基準内繰入金	87,411	82,930	81,568	78,437	74,078	66,295	60,814	55,704	51,002	47,412	44,931	41,961		
	うち基準外繰入金														
合 計		650,000	655,000	650,000	650,000	640,000	630,000	620,000	610,000	600,000	590,000	580,000	570,000		

投資・財政計画 (収支計画)

農業集落排水事業

(単位:千円(税込))

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
資本的収入	1. 企業債	24,100	35,300	68,400	57,500	49,500	43,200	37,300	32,400	25,100	25,400	25,000	25,000	
	うち資本費平準化債	19,100	24,800	26,500	27,500	24,500	18,200	12,300	2,400	100	400			
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	5,260	23,153	41,950	30,000	25,000	25,000	25,000	25,000	30,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他													
	計 (A)	29,360	58,453	110,350	87,500	74,500	68,200	62,300	62,400	50,100	50,400	50,000	50,000	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	29,360	58,453	110,350	87,500	74,500	68,200	62,300	62,400	50,100	50,400	50,000	50,000	
	資本的支出	1. 建設改良費	10,448	34,339	83,900	60,000	50,000	50,000	50,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		うち職員給与費												
2. 企業債償還金		88,394	87,503	86,796	87,172	85,202	80,445	76,255	66,956	63,741	60,367	55,554	55,414	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	98,842	121,842	170,696	147,172	135,202	130,445	126,255	126,956	113,741	110,367	105,554	105,414		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	69,482	63,389	60,346	59,672	60,702	62,245	63,955	64,556	63,641	59,967	55,554	55,414		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	44,846	37,380	38,198	40,048	41,020	42,216	43,180	44,114	42,389	39,863	40,898	41,893	
	2. 利益剰余金処分額	24,164	24,992	21,248	18,724	18,782	19,129	19,875	19,542	20,352	19,204	13,756	12,621	
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	472	1,017	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
計 (F)	69,482	63,389	60,346	59,672	60,702	62,245	63,955	64,556	63,641	59,967	55,554	55,414		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	792,151	739,948	721,553	691,882	656,181	618,936	579,982	545,426	506,786	471,820	441,266	410,852		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分		130,000	120,000	115,000	102,000	100,000	100,000	100,000	100,000	98,000	98,000	98,000	98,000
	うち基準内繰入金	58,559	48,251	49,538	50,755	50,694	49,184	47,923	44,957	44,183	43,379	42,122	42,508
	うち基準外繰入金	71,441	71,749	65,462	51,245	49,306	50,816	52,077	55,043	53,817	54,621	55,878	55,492
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		130,000	120,000	115,000	102,000	100,000	100,000	100,000	100,000	98,000	98,000	98,000	98,000